

栃木県文化振興基本計画(第2期)
～ みんなで育み、誇る「とちぎの文化」～

令和3(2021)年2月

栃 木 県

県民の皆様へ



私たちのふるさと“とちぎ”には、豊かな自然や歴史の中で先人たちによって培われ、受け継がれてきた伝統的な文化が数多くあり、また、県内各地で世代を問わず多くの県民の皆様により多彩な文化芸術活動が展開されています。

文化芸術は、私たちに感動や希望、生きる喜びや勇気をもたらすとともに、次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、人と人との心のつながりや郷土への愛着を生み出すなど、心豊かな活力ある社会を形成する上で重要な役割を果たしています。

県では、こうした“とちぎの文化”の一層の振興を図るため、平成20（2008）年3月に制定した「栃木県文化振興条例」に基づき、平成21（2009）年2月に「みんなで育み、誇る“とちぎの文化”」を基本目標とする「栃木県文化振興基本計画」を策定し、文化振興施策の総合的な推進を図って参りました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル技術の進展、新型コロナウイルスの感染拡大など、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化したほか、文化芸術基本法に基づき、観光やまちづくり等の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策展開がより一層求められるなど、文化芸術の振興は新たな局面を迎えています。

本計画では、1期計画での取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえ、令和3（2021）年度からの10年間で展望し、「とちぎの文化を担う人づくり」、「とちぎの文化に親しむ環境づくり」、「とちぎの文化を活かした地域づくり」の3つの取組の方向性を示し、各種文化振興施策を積極的に展開して参ります。

心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向け、引き続き、文化芸術の担い手の育成をはじめ、県民の皆様が文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図るとともに、観光やまちづくり等の関連分野との効果的な連携により、県内各地の文化資源に更に磨きをかけ、“とちぎの文化”の新たな魅力を創造・発信し、地域の活性化へとつなげて参りますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言等を賜りました栃木県文化振興審議会委員の皆様をはじめ多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和3（2021）年2月

栃木県知事 福田富一

目 次

I 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 対象とする文化の範囲	2
5 文化振興の視点	3
II 本県文化を取り巻く状況と今後の取組の方向性	4
1 文化芸術を取り巻く環境の変化	4
2 栃木県におけるこれまでの主な取組	7
3 文化振興に向けた課題と今後の取組の方向性	12
III 文化振興施策の展開	14
施策体系	14
方向性1 とちぎの文化を担う人づくり	15
方向性2 とちぎの文化に親しむ環境づくり	19
方向性3 とちぎの文化を活かした地域づくり	23
IV 計画の推進体制等	27
参考資料	
1 栃木県文化振興基本計画（第2期）の策定経過	30
2 栃木県文化振興審議会委員名簿	31
3 栃木県文化振興条例	32

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成 20（2008）年 3 月に「栃木県文化振興条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成 21（2009）年 2 月には条例第 7 条の規定に基づく「栃木県文化振興基本計画」（以下「1 期計画」という。）を策定し、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

1 期計画の策定から 10 年が経過したことから、これまでの文化を取り巻く状況の変化等を踏まえ、本県文化の一層の振興を図るため、「栃木県文化振興基本計画（第 2 期）」（以下「2 期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

2 期計画は、条例第 7 条の規定に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため知事が策定する文化振興に関する基本的な計画です。

県の重点戦略「とちぎ未来創造プラン」との整合性を図るとともに、文化芸術基本法第 7 条の規定に基づく国の文化芸術推進基本計画を踏まえ、文化振興に関する基本的方向と施策を示すものです。

3 計画の期間

2 期計画は、令和 3（2021）年度から 10 年間で展望したものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 対象とする文化の範囲

「文化」は、広義には、人の立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、人間と人間の生活に関わる全てのことを意味します。

2期計画では、文化芸術基本法の対象範囲を踏まえ、条例に規定されている芸術、芸能、生活文化、伝統的文化等、以下の分野を文化の範囲とします。

なお、文化振興施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を図ることとします。

【 対象分野 】

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

文化財：有形及び無形の文化財

地域の伝統的文化：年中行事、伝統工芸、伝統芸能、その他の地域における伝統的な文化

5 文化振興の視点

1期計画に引き続き、条例第2条に掲げる5つの基本理念を文化振興の視点として策定します。

■ 県民の自主性と創造性の尊重

文化は人々の自由な発想と活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化活動を行う県民の自主性と創造性が尊重されることにより、本県独自の多彩で個性豊かな文化が創造されるという視点が重要です。

■ 文化を創造し、享受することができる環境の整備

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることを踏まえ県民誰もが様々な文化に触れ、文化活動に参加し、文化を創造することができる環境を整えていくことが重要です。

■ 多様な文化の保護と発展

多様な文化が共存することは、本県文化の一層の発展のための基礎となるものであることを踏まえ、多様な文化を守り、育んでいくことが重要です。

■ 伝統的な文化の保存、継承と新しい文化の創造のための活用

歴史や風土の中で育まれてきた県内各地域の特色ある伝統的な文化は、郷土愛や誇りの源泉であることを踏まえ、伝統的な文化を保存し、次の世代に継承していくとともに、新しい文化の創造のために活用していくことが重要です。

■ 県民協働による文化の振興

県民一人ひとりが文化を楽しみ享受するとともに、文化の担い手でもあることを踏まえ、県民、民間団体、事業者、市町、県がそれぞれの役割や責務を担いながら相互に連携、協力して文化を振興していくことが重要です。

II 本県文化を取り巻く状況と今後の取組の方向性

1 文化芸術を取り巻く環境の変化

(1) 社会情勢の変化

■ 人口減少と少子高齢化の進行

- 本県の総人口は1960年代から一貫して増加してきましたが、少子化の進行や若年層の東京圏への転出超過等により、平成17(2005)年の201万7千人をピークに減少を続けています。平成27(2015)年における年少人口(0～14歳)の比率は12.9%まで低下する一方で、65歳以上人口の比率は25.9%まで上昇し、少子高齢化が進行しています。
- 人口減少や少子高齢化は、地域の経済や社会システムに様々な影響を与えており、文化芸術分野においても、伝統行事等の担い手不足や地域の文化団体への参加者等が減少する等、地域に根ざした伝統文化や多様な文化芸術活動を将来にわたり継承・発展させていくことが困難となることが懸念されています。

■ 生活環境の変化

- 情報通信インフラやICTの急激な普及とともに、AI、IoT等のデジタル技術の進展・実用化が次々と進んでいます。こうしたデジタル技術は、産業の振興や生活の質の向上への活用だけでなく、文化芸術分野においても、鑑賞・発信方法の幅を拡げることにより、新たな文化芸術を創造する可能性を秘めています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、音楽・演劇等の舞台公演をはじめ祭り等の地域の伝統行事、地域・学校での文化芸術活動等が中止・制限される等、文化芸術活動にも大きな影響が及ぼされました。感染拡大防止のため提言された「新しい生活様式」のもと、オンラインの活用等の手法を取り入れた上で、文化芸術活動が再開されてきています。新型コロナウイルス感染症の終息後も、文化芸術活動のあり方が大きく変わる可能性もあります。
- 近年、地球規模での温暖化の進行等による異常気象のリスクが高まり、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風等、大規模な災害が発生しています。気温の上昇や大雨の頻度の増加等は、地域の文化財や伝統的文化の保存、文化施設の管理運営等にも影響を及ぼしており、今後、一層深刻化することが懸念されます。

■ 世界遺産登録等の進展

- 本県では、「日光の社寺」が平成 11（1999）年に日本で 10 番目の世界遺産として登録され、その後も県内各地の文化資源がユネスコ無形文化遺産や日本遺産に登録、認定されているほか、有形、無形文化財等が県内各地に多数存在しています。
- 長い歴史の中で培われ、守り伝えられてきた文化遺産や文化財等は、県民共有の貴重な財産であり、将来に継承していくことはもとより、まちづくりや観光資源等、地域振興に活かしていくことが重要です。

【本県における世界遺産等】

◆世界遺産（文化遺産）

平成 11（1999）年記載 「日光の社寺（二荒山神社、東照宮、輪王寺）」（日光市）

◆ユネスコ無形文化遺産

平成 22（2010）年記載 「結城紬」（小山市ほか）

平成 28（2016）年記載 「山・鉾・屋台行事（烏山の山あげ行事、鹿沼今宮神社祭の屋台行事等）」（那須烏山市、鹿沼市ほか）

令和 2（2020）年記載 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術（建造物彩色、建造物漆塗等）」
（保存団体：（公財）日光社寺文化財保存会ほか）

◆日本遺産

平成 27（2015）年度認定

「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」（足利市ほか）

平成 30（2018）年度認定

「地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～」（宇都宮市）

平成 30（2018）年度認定

「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」

（那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町）

令和 2（2020）年度認定

「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」（益子町ほか）

■ 日本文化への関心の高まり

- 我が国を訪れる外国人旅行者数は、平成 30（2018）年に初めて 3,000 万人を突破し、令和元（2019）年には過去最高の 3,188 万人を記録しています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）は、「スポーツの祭典」であると同時に「文化の祭典」でもあり、大会に向けて多彩な文化プログラムが国内各地で展開され、日本文化への関心が高まっているところです。
- 東京 2020 大会の開催は令和 3（2021）年に延期になりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束も見据え、本県の誇れる文化資源の魅力を積極的に発信していくことが重要です。

(2) 文化行政をめぐる動向

■ 文化芸術基本法の施行

- 平成 13（2001）年に成立した「文化芸術振興基本法」に基づき、文化芸術立国の実現に向けた取組が進められてきましたが、少子高齢化やグローバル化の進展等の社会状況の変化を踏まえ、平成 29（2017）年 6 月、同法を改正した「文化芸術基本法」が公布・施行されました。
- 同法では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等他分野との有機的な連携が図られるよう求められるとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性が明記されました。
- 平成 30（2018）年 3 月には「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が閣議決定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や令和 4（2022）年度までの 5 年間における文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30（2018）年 6 月に公布・施行されました。
- 同法では、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、文化芸術活動を通じた交流の促進等が基本理念として掲げられ、平成 31（2019）年 3 月には、障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や施策の方向性等を定めた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

■ 文化財保護法の改正

- 過疎化・少子高齢化等を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいけるよう、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、平成 30（2018）年 6 月に「文化財保護法」が一部改正され、平成 31（2019）年 4 月に施行されました。
- 同法に基づき、都道府県はその域内における指定・未指定の文化財の計画的な保存活用の促進や地方文化財保護行政の推進を図るために、総合的な施策の大綱を策定することができるようになり、市町村は当該大綱を勘案した総合的な計画を作成できるようになりました。

2 栃木県におけるこれまでの主な取組

(1) 文化芸術活動の促進、鑑賞機会の提供等

■ 栃木県芸術祭の開催

- 栃木県芸術祭は、昭和 22（1947）年に、東京、大阪に次いで全国で 3 番目に開催された歴史ある文化行事であり、毎年多くの県民が参加する県内最大規模の文化芸術の祭典です。
- 現在は、栃木県文化協会と栃木県との共催により、文芸（6 分野）、美術（6 分野）、ホール（8 分野）、茶華道の 4 部門を開催しており、県民の文化活動の発表の場、鑑賞の場、交流の場として定着している一方、応募者・参加者数の伸び悩みや高齢化等の課題も生じています。
- 平成 28（2016）年度からは、文化芸術の担い手の育成・確保を図るため、25 歳以下の若手芸術家を奨励する「U25 賞」を、文芸、美術、ホールの 3 部門に順次設置しています。

◆ 栃木県芸術祭の参加者数等の推移

（単位：人）

部 門		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
文芸賞	応募者	310	310	260	257	255
美術展	応募者	791	819	762	773	802
	入館者	5,963	6,006	5,847	5,999	5,037
ホール	出演者	2,234	2,239	2,241	1,915	1,795
	入場者	5,260	5,640	5,160	4,370	4,038
茶華道	参加者・来場者	4,230	3,046	5,063	4,196	2,625
合 計		18,788	18,060	19,333	17,510	14,552

文芸賞：創作、随筆、詩、短歌、俳句、川柳

美術展：日本画、洋画、彫刻、工芸、書道、写真

ホール：邦楽、吟詠剣詩舞、音楽、演劇、日本舞踊、謡曲、バレエ、民謡民舞

茶華道：華展、茶会

■ 栃木県文化振興基金助成事業

- 本県の文化振興施策を長期的な視点で安定的に推進していくことを目的に平成 21（2009）年 4 月に創設した「栃木県文化振興基金」を活用し、地域において文化芸術活動や伝統文化の継承活動等を行う団体に対する助成を行っています。
- 基金の財源には県民や企業・団体等からの寄附金を充当しており、基金創設からの寄附金額は令和元（2019）年度末で 291 件、75,779 千円となっています。また、同基金を活用し、令和元（2019）年度末までに 219 事業に対し、73,045 千円の助成を行っています。

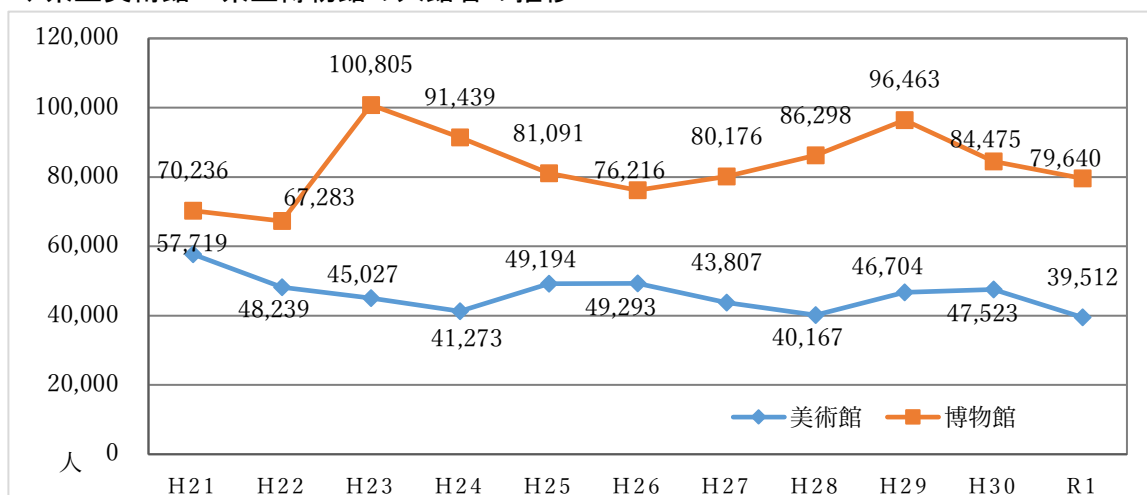
◆ 栃木県文化振興基金助成事業の実績（平成 21 年度～令和元年度）

区分	概要	助成実績
文化活動等助成事業	地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動等に対する助成	145 件 39,433 千円
地域伝統文化継承事業	国指定・国選択・県指定・市町指定の無形民俗文化財で民俗芸能及び年中行事に係る「用具、衣装の修理又は更新等」、「記録作成」、「その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業」に対する助成	44 件 9,240 千円
ローカルプロジェクトモデル事業（H29～）	ジャンルや地域の枠を超えた連携等により、様々な付加価値や相乗効果、新たな魅力等を生み出す取組に対する助成	30 件 24,372 千円

■ 県立文化施設の取組

- 県では、県の中核的な文化施設として県立美術館、県立博物館及び県総合文化センターを設置しており、各施設では、企画展や各種の公演等を実施し、県民が文化芸術に触れ、親しみ、活動する機会を提供しています。
- 県立美術館及び県立博物館では、本県ゆかりの芸術作品や歴史、風土、自然等に対する県民の理解や関心を深めるため、創意工夫を図りながら企画展等を開催するほか、ワークショップや移動博物館等の普及活動等に取り組むとともに、文化施設のバリアフリー化や展示資料の多言語化等の施設機能の改善、向上に取り組んでいます。しかしながら、入館者数がここ数年伸び悩んでおり、魅力ある企画展の開催はもとより関連イベントの実施や効果的な情報発信等、より多くの県民に興味関心を持ってもらうための更なる工夫が求められています。
- 特に県立美術館については、開館から 48 年が経過し、施設・設備の劣化が著しく、展示・収蔵環境の悪化等機能面での課題も生じています。

◆ 県立美術館・県立博物館の入館者の推移

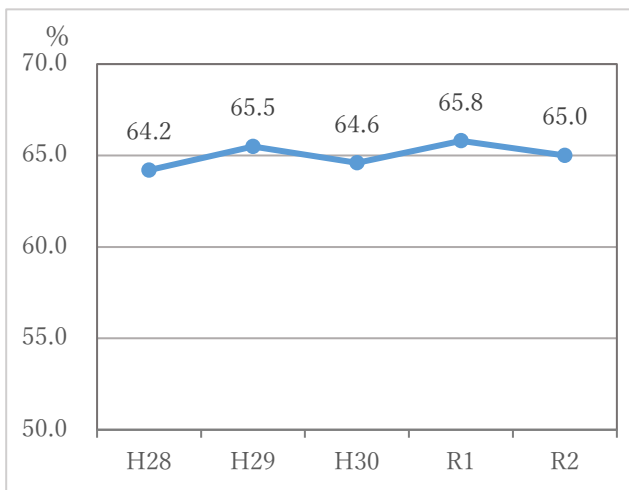


- 県総合文化センターは、ホール、ギャラリー、会議室等を備え、県民の多様な文化活動や文化交流の拠点施設として活用されていますが、平成3（1991）年10月の開館から約30年が経過し、老朽化した施設や設備の更新等のため、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の2か年を掛けて大規模改修工事を実施し、令和2（2020）年4月に全館リニューアルオープンしました。
- 県総合文化センターの指定管理者である（公財）とちぎ未来づくり財団では、県民に良質な舞台芸術の鑑賞機会を提供するための各種公演や、コンセール・マロニエ21等の参加創造交流型の文化事業を実施しています。

■ 県民の文化芸術活動への参加

- 文化芸術活動への参加・鑑賞の機会の充実等を進めてきた結果、県政世論調査によると、県民の文化芸術活動参加率は65%前後で推移しています。

◆文化芸術活動の参加率



◆日頃行っている文化芸術活動

（令和2（2020）年度）

音楽、映画、演劇、舞踊、絵画、陶芸、書道、写真、文芸等	52.6%
生け花、茶道、和洋裁、盆栽、園芸、囲碁、将棋等	17.7%
地域の伝統芸能の保存・継承	4.7%
文化遺産の保護・活用に関する活動	1.7%

(2) 文化芸術の担い手育成、伝統文化の保存・活用等

■ 文化芸術の担い手の育成

- 次代の文化芸術を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、文化芸術に対する興味・関心、活動への参加意欲を喚起するため、巡回公演等により、学校や地域において、舞台芸術や伝統文化、生活文化等の鑑賞、体験機会を提供するほか、「総合的な探究の時間」や「特別活動」の時間等において、地域の歴史・文化や伝統文化等への理解を深めています。
- 若手芸術家を育成するため、ジュニアピアノコンクールやコンセール・マロニエ21等の参加交流型のコンクールを実施するほか、コンクール入賞者に対して県内での公演機会を提供する等、その活動を支援しています。また、県庁ロビーにおいてマロニエ県庁コンサートを開催し、若手演奏家を中心に発表の場を提供しています。

■ 文化財の保存・活用、伝統文化の保存・継承

- 文化財については、修理や防災設備の設置に要する経費の補助等により保存を図っているほか、県埋蔵文化財センターでの展示、ホームページやSNSでの情報発信等を通じて活用を推進しています。
- 貴重な伝統文化を継承する後継者の確保・育成を図るため、文化振興基金を活用し、地域の伝統的行事等の保存・継承活動への支援を行っています。
- 「いにしへの回廊」及び「とちぎの文化財」のホームページの充実やフェイスブックによる情報発信、さらには県民との協働により文化財のPR等を行う「体感!!とちぎの文化財応援団」等の取組により、本県の文化財等への理解や関心が高まっています。

◆本県の主な国指定等文化財

文化財の種類	国指定等文化財の主な種類	主な文化財
有形文化財	国宝・重要文化財	建造物：東照宮・輪王寺大猷院霊廟・二荒山神社の本殿、鑿阿寺本堂 等 美術工芸品：太刀 銘 助真 附 打刀拵、宋刊本文選（金沢文庫本）、那須国造碑 等
無形文化財	重要無形文化財	工芸技術 木竹工：竹工芸 工芸技術 染 織：結城紬
	重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）	竹工芸2名： 勝城一二氏（雅号 勝城蒼鳳）、藤沼昇氏
	重要無形文化財の保持団体	結城紬1団体：本場結城紬技術保持会
民俗文化財	重要有形民俗文化財	野州麻の生産用具
	重要無形民俗文化財	烏山の山あげ行事、川俣の元服式、発光路の強飯式、鹿沼今宮神社祭の屋台行事、間々田のじゃがまいた
記念物	特別史跡・特別天然記念物（二重指定）	日光杉並木街道 附 並木寄進碑
	特別史跡・重要文化財（彫刻）（二重指定）	大谷磨崖仏
	特別天然記念物	コウシンソウ自生地、カモシカ
	名 勝	華巖瀑及び中宮祠湖（中禅寺湖）湖畔 大谷の奇岩群 おくのほそ道の風景地
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	栃木市嘉右衛門町

(3) 「とちぎ版文化プログラム」の展開

- 東京 2020 大会を契機に、本県文化の魅力を国内外に発信し、文化の底上げを図り、地域の活性化につなげることを目的として、平成 29（2017）年 3 月に「とちぎ版文化プログラム」を策定しました。
- 同プログラムに基づき、年度毎に統一テーマを設定し、「リーディングプロジェクト事業」として県が率先して各種文化イベントを実施するとともに、「ローカルプロジェクトモデル事業」として地域が主体となって取り組む分野や地域の枠を超えた文化事業を支援してきた結果、地域の特色を生かした文化活動が県内に拡がりを見せています。
- 令和 3（2021）年度に延期となった東京 2020 大会、さらには、令和 4（2022）年に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」に向けて、県民の文化芸術活動に対する熱意や関心を盛り上げ、とちぎの文化振興のためのレガシー（後世に残され、未来に引き継いでいくべき有益な遺産）の創出・継承に向けて取り組んでいく必要があります。

■ 展開期間

平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度までの 4 年間

※ 東京 2020 大会延期に伴い、一部取組を令和 3（2021）年前半まで延長

■ 取組の方向性及び主な取組

【統一テーマ】	H29	H30	R 1	R 2
	祭 り	わざ たくみ 技・巧	情 景	宝

方向性 1：文化資源の磨き上げ

- 県主催によるリーディングプロジェクトの実施
 - ・ 県庁における県民の日イベント連携事業の実施
 - ・ 県内各地における統一テーマに基づく企画イベントの実施
 - ・ 県立美術館、県立博物館及び県総合文化センターによる連携企画事業
- 栃木県文化振興基金を活用した「ローカルプロジェクトモデル事業」の実施による地域が主体となって取り組む分野や地域の枠を超えた文化事業への支援

方向性 2：文化情報の戦略的発信

- 各種文化情報を一元的に提供する「とちぎ文化情報ナビ」の開設・運営
- 県内各地の文化資源（65 資源）の動画コンテンツを動画共有サイトで提供する「とちカル MOVIE」の配信

方向性 3：文化の担い手の育成

- 新たな芸術分野における人材育成を目的とした「メディア芸術コンテスト」の実施
- とちぎ子どもの未来創造大学「とちぎ版文化プログラム特別講座」の開設

3 文化振興に向けた課題と今後の取組の方向性

(1) 文化振興に向けた課題

- 人口減少や少子高齢化の進行により、祭りや伝統的な行事等地域の伝統文化の担い手の確保が難しくなっています。また、地域における多彩な文化芸術活動を支える文化芸術団体や芸術家は、メンバーの高齢化や後継者の不足、活動のマンネリ化の課題を抱えていることが少なくありません。

地域に根ざした伝統文化や多彩な文化芸術活動を将来にわたり継承し、発展させていくためには、文化芸術活動の担い手を確保するとともに、文化芸術団体等の活動の活性化を図る必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、博物館等の文化施設の休館、舞台公演や地域における文化芸術活動の中止・延期等、文化芸術活動に大きな影響を及ぼした一方で、オンラインの活用等の工夫により文化芸術を通じてメッセージが発信される等、人々の心を癒やし、生活に潤いを与え、明日への希望の源となる文化芸術の重要性が再認識される契機ともなりました。

- 感染拡大防止のための「新しい生活様式」に沿った方式により、文化芸術活動が再開されていますが、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが文化芸術活動を行える環境を整備し、文化芸術活動の裾野を一層広げていくためには、文化芸術の鑑賞や発表、発信等にオンライン等のデジタル技術を効果的に活用していく必要があります。

- 県立美術館等の県立文化施設は、文化芸術を保存、継承、創造、交流、発信する拠点施設であり、県民誰もが文化芸術を享受できるよう、企画事業等の充実を図るとともに、施設機能の維持・充実を図る必要があります。

- 平成29(2017)年6月施行の文化芸術基本法では、観光、まちづくり、産業等の関連分野と連携した文化芸術の新たな価値の創出の必要性が規定される等、文化芸術振興は新たな局面を迎えています。

本県では、地域の文化活動団体や芸術家により多彩な文化芸術活動が展開されるとともに、文化財や伝統芸能、伝統工芸品等の多数の魅力ある文化資源に恵まれています。これらを観光、まちづくり、産業等の関連分野と効果的に連携させることにより、「とちぎの文化の新たな魅力」を創造し、県内外に発信することにより、地域の活性化につなげていく必要があります。

(2) 基本目標及び取組の方向性

本県には、豊かな自然や歴史の中で培われ、先人達の知恵に育まれてきた伝統的な文化が数多く継承されています。また、県民による様々な文化芸術活動が県内各地で活発に展開され、新たな魅力が創造されています。

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、日々の暮らしに生きがいと潤いをもたらします。さらに、文化芸術は、まちづくりや国際交流、観光をはじめとする産業等、様々な分野において、その果たす役割は大きくなっています。

このようなことから、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向け、5つの文化振興の視点に立って本県文化の振興に一層努めるため、基本目標を1期計画から継承するとともに、文化芸術を取り巻く環境の変化や文化振興に向けた課題を踏まえた上で、文化振興施策の取組について、3つの方向性を示します。

基本目標

みんなで育み、誇る「とちぎの文化」

取組の方向性

方向性1 とちぎの文化を担う人づくり

とちぎの豊かな自然や歴史、風土の中で育まれてきた伝統文化や、県民により培われてきた多彩な文化芸術活動を次代に継承するとともに、文化芸術の新たな価値を創造し、未来に羽ばたく人づくりに取り組みます。

方向性2 とちぎの文化に親しむ環境づくり

県民誰もが文化芸術に触れ親しむ機会、活動に参加する機会、創造して発表する機会の充実を図り、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、等しく文化芸術を享受できる環境づくりに取り組みます。

方向性3 とちぎの文化を活かした地域づくり

県内各地の特色ある文化資源や県民による多彩な文化芸術活動を観光、まちづくり等様々な分野と連携させることにより、とちぎの文化の新たな魅力を創造・発信する等、文化芸術を活かした地域づくりに取り組みます。

III 文化振興施策の展開

施策体系

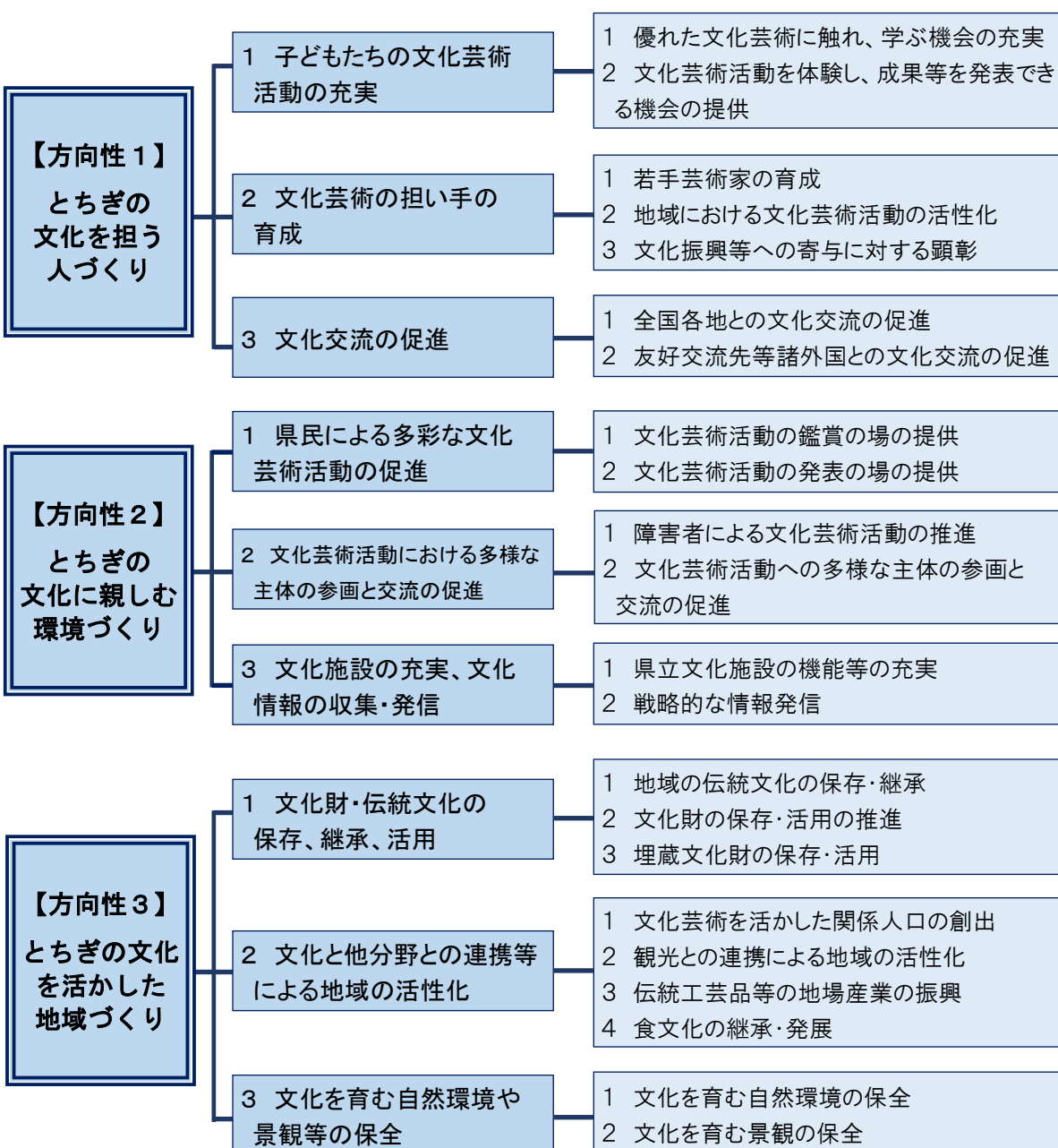
基本目標

みんなで育み、誇る「とちぎの文化」

取組の方向性

施策の展開

主な施策



方向性 1 とちぎの文化を担う人づくり

1 子どもたちの文化芸術活動の充実

次代を担う子どもたちが、多彩な文化芸術について関心や理解を深めることにより、豊かな感性や創造性を育むとともに、郷土の文化に対する愛着と誇りをもつことができるよう、学校や地域において、本物の文化芸術に触れ、体験し、発表する機会等の充実を図ります。

主な施策

1-1 優れた文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実

豊かな感性を育むとともに、郷土への愛着や誇りを醸成するため、様々な機会を捉えて、演劇やクラシック音楽、美術作品、伝統芸能等の優れた文化芸術を学ぶ機会の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 学校や地域、県立文化施設における舞台芸術や伝統文化等の鑑賞・体験型事業の充実
- 小・中学生や高校生が本県の歴史や伝統文化等について学ぶ機会の確保

1-2 文化芸術活動を体験し、成果等を発表できる機会の提供

子どもたちの文化芸術への興味、関心を深め、継続して活動に取り組む意欲を高めるため、学校や地域において、様々な分野の文化芸術活動を体験できる機会や文化芸術活動の成果等を発表する機会の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 学校における文化芸術活動の体験機会の提供
- 県立文化施設における子どもを対象とした講座等の実施
- 文化芸術活動の成果を発表する機会の提供
- 学校関係文化団体の活動に対する支援



烏山和紙作りの様子
(とちぎ子どもの未来創造大学)

2 文化芸術の担い手の育成

地域に根ざした伝統文化や多彩な文化芸術活動を将来にわたり継承・発展させていくため、若手芸術家の育成を図るとともに、地域における文化芸術活動の担い手の育成・確保や文化団体等の活動の活性化を図ります。

主な施策

2-1 若手芸術家の育成

とちぎの文化芸術の次代を担う若手芸術家の育成を図るため、各種コンクール等の開催により、日頃の文化芸術活動の成果を発表し、競い合い、技能をより一層高める場の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 若手芸術家の育成のための各種コンクール等の開催
- 各種コンクール等の入賞者に対する県内での公演機会の提供
- 県芸術祭におけるU25賞の設置
- マロニエ県庁コンサートにおけるU25枠の設置

2-2 地域における文化芸術活動の活性化

県民や文化団体等による文化芸術活動が県内各地で活発に行われ、とちぎの多彩な文化芸術が継承・創造されるよう、担い手の育成・確保を図るとともに、文化団体間や文化施設、他分野との連携促進により、文化団体等の活動の活性化を図ります。

【具体的な施策】

- 文化団体等が行う文化事業に対する助成等の支援
- 文化団体間や他分野との連携の促進
- 地域の文化団体や芸術家に関する情報の発信
- 地域の文化芸術活動をコーディネートする人材の育成・活用
- 文化団体等と観光等の関連分野との連携促進

2-3 文化振興等への寄与に対する顕彰

本県文化の活性化を図るため、文化芸術活動の分野で顕著な功績を収め、本県文化に多大な貢献のあった人や団体に対し顕彰を行います。

【具体的な施策】

○栃木県文化功労者、栃木県各種功労者の表彰

コラム:1

とちぎの若手アーティスト集まれ！Webコンサート

新型コロナウイルス感染症拡大により多くの公演が中止等を余儀なくされたことから、栃木県では、若手音楽家の活動支援及び県民の芸術鑑賞の機会の確保を目的として、令和2（2020）年9月14日・15日の2日間、県総合文化センターにおいて本県ゆかりの若手音楽家による無観客コンサートを開催し、YouTubeでのライブ配信及びアーカイブ配信を行いました。

クラシック及び邦楽のジャンルから計23組が出演した本コンサートは、各出演者にとって、久しぶりに舞台上で演奏することができる喜びを実感するとともに、今後の活動意欲を高める貴重な機会となりました。



動画配信の様子 (<https://m.youtube.com/channel/UCVFiqsKQ2eqDf7KmrO11p0A/>)

コラム:2

文化振興基金助成事業

栃木県では、地域における文化団体等による文化芸術活動の活性化を図るため、栃木県文化振興基金を活用した文化団体等への助成事業を実施しています。

本事業では、地域伝統文化の継承や担い手育成に関する活動のほか、ジャンルを超えて連携し新たな文化芸術を創造する取組への支援も行っており、クラシック音楽と書道を融合させたパフォーマンスや国指定重要文化財を会場としたアートイベントなど、新たな付加価値や魅力を生み出す文化事業が県内各地で展開されてきています。



音と言葉の間 2019～音楽と書の協演～
〔令和元(2019)年度〕



ART369 プロジェクト「美力街道－未知の駅」
〔令和元(2019)年度〕

3 文化交流の促進

多様な文化との交流を通じて、郷土の文化の魅力の再認識を促進し、新たな文化を創造する力を育むため、世代や地域等を超えた多様な文化の交流を促進します。

主な施策

3-1 全国各地との文化交流の促進

全国各地で受け継がれてきた多様な文化に触れることは、郷土の文化への愛着と誇りを醸成し、地域文化の更なる発展につながることから、全国各地との文化交流を促進します。

【具体的な施策】

○国民文化祭等の全国イベントへの参加促進

3-2 友好交流先等諸外国との文化交流の促進

外国の文化に触れることは、新たな文化芸術の発想を生み出す契機となることから、本県の友好交流先をはじめ諸外国との文化交流を促進します。

【具体的な施策】

○本県の友好交流先や諸外国との文化交流の促進

コラム:3

ワグナー・ナンドール氏制作「母子像」



「母子像」

ワグナー・ナンドール氏（1922-1997）はハンガリー出身の彫刻家で、昭和 44（1969）年に日本に移住し、栃木県益子町にアトリエを構え、「哲学の庭」など平和への願いを表現した作品を数多く制作しました。

栃木県では、東京 2020 大会においてホストタウンとなったハンガリーとの友好交流のシンボルとして、ワグナー氏制作の「母子像」を栃木県総合運動公園に設置しました。「母子像」はワグナー氏が来日後間もなく制作した作品で、昭和 47（1972）年に開館した栃木県立美術館の第 1 号の収蔵作品でもあります。

令和 2（2020）年 9 月 22 日に開催した設置記念セレモニーには、栃木県知事及び駐日ハンガリー大使 パラノビチ・ノルバート氏らが出席し、東京 2020 大会を契機として栃木県とハンガリーとの友好交流の絆を一層深めていくこととしました。

方向性2 とちぎの文化に親しむ環境づくり

1 県民による多彩な文化芸術活動の促進

個性豊かで多彩な文化芸術活動が一層促進されるよう、県民が気軽に文化芸術に触れ親しむ機会、主体的に参加する機会、作品等を創作・発表する機会等の充実を図ります。

主な施策

1-1 文化芸術活動の鑑賞の場の提供

多くの県民が、優れた国内外の舞台公演や美術作品の展覧会をはじめ、多様な文化芸術に身近に触れ親しむことができる機会の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 県総合文化センターにおける文化事業の充実
- 県立美術館、県立博物館等の文化施設における展示事業の充実
- 栃木県芸術祭の開催

1-2 文化芸術活動の発表の場の提供

文化芸術活動への参加意欲を高め、活動の活性化を図るため、県民や文化団体等が日頃の文化芸術活動の成果を発表できる機会の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 栃木県芸術祭の開催
- 文化団体による公演、展示等に対する支援
- 県庁舎や県有施設等を活用した発表の場の提供
- オンラインの活用等新しい生活様式のもとでの文化芸術活動の促進

2 文化芸術活動における多様な主体の参画と交流の促進

障害の有無、年齢等に関わらず、県民誰もが文化芸術活動への参加を通じて自己実現を図れる環境づくりを進めるとともに、文化芸術活動を通じた交流を促進することにより、地域共生社会の実現に寄与します。

主な施策

2-1 障害者による文化芸術活動の推進

障害者が文化芸術活動に参加することは、個性と能力の発揮や自立と社会参加の促進につながり、生活を豊かにするものであることから、発表・交流機会、相談支援体制等の充実を図ります。

【具体的な施策】

- 栃木県障害者文化祭や栃木県障害者芸術展等の開催による作品等の発表や交流の場の充実
- 障害者芸術文化活動支援センターによる相談支援
- 障害者の文化芸術活動を支える人材の育成
- 著作権に関する研修の実施等による権利保護の推進

コラム:4

とちぎアートサポートセンターTAM（タム）

栃木県那珂川町の旧小学校舎を利用して平成13（2001）年に設立されたNPO法人「もうひとつの美術館」は、障害の有無・専門家であるなしを越え、アートを核に地域・場所や領域をつないでいく活動を行っています。[平成25（2013）年に認定NPO法人となりました。]

栃木県では、同美術館内に、「とちぎアートサポートセンターTAM」（障害者芸術文化活動支援センター）を設置し、障害のある人の創作活動・表現行為に関する相談支援やネットワークづくり、研修や現場体験プログラム等を通じた人材育成に取り組んでいます。また、障害のある方の文化芸術活動の発表機会を確保するため、平成28（2016）年から障害者芸術展「Viewing展」を開催しています。



とちぎアートサポートセンターTAM



障害者芸術展「Viewing展」

2-2 文化芸術活動への多様な主体の参画と交流の促進

自らの知識、経験、能力等を活かして地域社会の一員として幅広く活躍し、自己実現が図られるよう、年齢、国籍等に関わらず、文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、交流を深めることができる機会の提供に努めます。

【具体的な施策】

- シルバー大学校の運営や「ねんりんピックとちぎ」の開催による高齢者の文化芸術活動の促進
- 地域の文化行事等への外国人の参加促進
- 文化施設のバリアフリー化や解説等の多言語対応の推進
- いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における文化プログラムの展開



3 文化施設の充実、文化情報の収集・発信

県民が文化芸術に触れ親しむ機会を提供し、県外からの来訪者にとちぎの文化の魅力を発信できるよう、文化施設機能の充実等を図るとともに、本県の文化芸術に関する情報をインターネット等を通じて国内外に広く発信します。

主な施策

3-1 県立文化施設の機能等の充実

文化芸術を継承、創造、発信する拠点機能を担う県立文化施設において、利用者が気軽に文化芸術に親しむことができるよう、利用者のニーズに対応した施設運営や機能の充実を図ります。

【具体的な施策】

- バリアフリー化や解説等の多言語対応の推進
- デジタル技術の活用等による展示内容・機能等の充実
- 施設・設備の適切な維持管理
- 県立美術館に係る将来構想の策定

3-2 戦略的な情報発信

文化芸術活動の活性化を図るため、各種イベントや文化団体、芸術家等の様々な情報を収集し、インターネットや各種媒体等を通じて発信するとともに、SNS等を活用して、とちぎの文化の魅力を県内外に戦略的に発信します。

【具体的な施策】

- 「とちぎ文化情報ナビ」等インターネットによる各種文化情報の一元的な発信
- SNSやマスメディア、デジタル技術等を効果的に活用した情報発信
- 県の広報媒体や県庁舎等での情報発信

コラム:5

「とちぎ文化情報ナビ」 ～つなぐ文化、輝くとちぎ～

栃木県では、県内の文化に関する情報をインターネットを通じて一元的に提供するため、平成29（2017）年9月から「とちぎ文化情報ナビ」を運営しています。

本サイトでは、コンサートや展覧会等の県内各地で開催されるイベント、美術館・博物館・文化センター等の文化施設や文化団体等を紹介しています。

また、「とちぎ版文化プログラム」の統一テーマに沿って県内各市町の文化資源を紹介する特集記事の掲載や、過去に開催したイベント動画の配信など、様々なコンテンツによりとちぎの文化の魅力を多角的に発信しています。



とちぎ文化情報ナビ (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/culture/>)

コラム:6

とちぎ版文化プログラム集約マップ「とちカル MOVIE」

栃木県では、本県文化の魅力を国内外の観光客等に発信するとともに、県民の皆様へ地元への愛着を深めていただくため、「とちぎ版文化プログラム」の3つの統一テーマ（祭り、技・巧、情景）を切り口として、県内各地の文化資源（伝統行事、伝統芸能、建造物等）を65本の動画で紹介する「とちカル MOVIE」を、令和2（2020）年3月から動画配信サイト（YouTube）や「とちぎ文化情報ナビ」において配信しています。

各動画では、30秒程度で文化資源をわかりやすく紹介しており、観光客等が気軽に動画にアクセスできるよう、動画コンテンツのQRコード等を記載したリーフレットを配布しています。



動画コンテンツ（YouTube）(<https://www.youtube.com/channel/UC5ZiAv-y35Ha1IH4TQ1Scw>)

方向性3 とちぎの文化を活かした地域づくり

1 文化財・伝統文化の保存、継承、活用

豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた県内各地の有形・無形の文化財や地域の伝統文化を保存、継承し、その活用を図ることにより、新たな文化の創造につなげていきます。

主な施策

1-1 地域の伝統文化の保存・継承

伝統芸能や伝統行事等、歴史や風土の中で守り育まれてきた地域固有の伝統文化の保存、継承、活用を推進します。

【具体的な施策】

- 地域伝統文化の保存、継承に対する支援
- 伝統文化の鑑賞、体験、発表機会の充実

1-2 文化財の保存・活用の推進

県民共通の貴重な文化的遺産として保護されている建造物や史跡等の貴重な有形、無形の文化財を保存、継承するとともに、積極的な活用を図ります。

【具体的な施策】

- 歴史的・学術的に重要な文化財の県指定文化財への指定
- 修理や整備、防災設備の設置等への支援
- 県所有、管理の指定文化財の修理、整備、公開
- 未指定文化財の把握と保護
- 県内文化財の世界遺産登録・活用及び日本遺産活用への支援
- 文化財に触れ親しむ機会の充実

1-3 埋蔵文化財の保存・活用

地域に所在する埋蔵文化財を把握し、それぞれの内容や価値に応じて適切に保存し活用します。

【具体的な施策】

- 埋蔵文化財包蔵地の所在の把握、周知
- 埋蔵文化財発掘調査の現場公開
- 県埋蔵文化財センターの資料の活用による「本物」に触れる学習機会の提供
- とちぎの歴史や文化を再発見し、県民の郷土愛を醸成する取組等の推進

2 文化と他分野との連携等による地域の活性化

地域の文化団体や芸術家のみならず、観光やまちづくり、産業等の地域の関係者と連携し、多様な地域資源を活かした「とちぎの文化の新たな魅力」を創造し、県内外に発信することにより、地域の活性化を図ります。

主な施策

2-1 文化芸術を活かした関係人口の創出

地方に関心を持つ東京圏の若者や本県出身者に対し、とちぎの文化芸術の魅力を発信し、体験する機会を提供することにより、将来的な本県文化の担い手の確保にもつながる関係人口の創出・拡大を図ります。

【具体的な施策】

- 地域の多様な主体の参画による文化資源を活かした体験プログラムの提供
- 東京圏の若者等に向けた本県文化の魅力を効果的な発信
- 本県出身の新人音楽家による演奏会の開催
- 農村文化を体験するグリーン・ツーリズムの推進

2-2 観光との連携による地域の活性化

文化財や祭り、伝統工芸品、歴史的な景観等の魅力ある文化資源を観光資源として積極的に活用することにより、文化芸術振興と観光振興の相乗効果を促し、地域の活性化を図ります。

【具体的な施策】

- 文化資源を生かした観光コンテンツ造成の促進
- 市町等との連携による文化財等を活用した周遊観光の促進
- 栃木県フィルムコミッションの推進
- 大阪センターや海外誘客拠点等を活用した効果的なプロモーションの実施

2-3 伝統工芸品等の地場産業の振興

「結城紬」や「益子焼」等、地域の風土や暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品等の地場産業の振興を図ることにより、とちぎの文化資源の魅力を高め、地域ブランドの強化を図ります。

【具体的な施策】

- 伝統工芸品をはじめとする地場産業の後継者育成、販路開拓等への支援
- 伝統工芸品の展示や製作実演、体験教室の実施

コラム:7

「とちぎ いにしへの回廊」とちぎの宝を見つける旅

「とちぎいにしへの回廊」は、栃木県内に残る貴重な文化財を新しい視点で紹介することで、県内外のより多くの方々に知っていただき、本県を訪れるきっかけの一つとしていただくためのプロジェクトです。

平成26(2014)年3月から運営している特設サイト「とちぎいにしへの回廊」では、「文化財を見て、触れて、体感しながら巡る」をコンセプトに、時代ごとの7つのテーマ(古墳、東山道、中世武士団、日光への道、近代化遺産、おくのほそ道、暮らしを支えた水と川)と2つの特集(とちぎの石、近代和風建築)に沿った文化財を紹介しています。



とちぎいにしへの回廊 (<https://www.inishie.tochigi.jp>)

コラム:8

「益子焼」と「かさましこ」

栃木県の伝統工芸品である「益子焼」は、益子の土と柿釉(かきゆう)、並白釉(なみじろゆう)といった益子独自の釉薬を用いて、掛け流しなどの伝統的技術で作られる、素朴で力強い美しさと温かな手触りが特徴的な陶磁器です。

令和2(2020)年6月19日、「益子焼」と「笠間焼」の関連性に着目し、益子町と茨城県笠間市が共同で申請した「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」が日本遺産に認定されました。ともに東日本屈指の窯業地として知られ、同じ文化圏で発展を遂げてきた両地域の連携により、今後更なる陶文化の醸成が期待されています。



益子焼



「かさましこ」日本遺産登録記者会見

2-4 食文化の継承・発展

地域の気候風土や伝統行事等と深く結びつき受け継がれてきた郷土料理や伝統料理等の継承・発展を図ります。

【具体的な施策】

- 各種イベントや学校給食等での郷土料理、伝統料理の普及・継承
- 県産農産物を活用した食文化の普及・県内外への発信

3 文化を育む自然環境や景観等の保全

県民の誇りである豊かな自然や優れた景観は、本県独自の魅力的な文化を育む基礎となるものであることから、自然環境の保全や地域の特性を活かした景観の形成を図ります。

主な施策

3-1 文化を育む自然環境の保全

日光国立公園や県内8つの県立自然公園、ラムサール条約登録湿地である奥日光の湿原や渡良瀬遊水地、日本人の原風景をなし心の豊かさを育んできた里地里山等、とちぎの多彩な文化芸術活動を育む豊かな自然環境の保全を図ります。

【具体的な施策】

- 自然環境の保全の推進
- 里地里山の保全の推進
- 自然公園の利活用、日光自然博物館の活用による自然環境への理解促進

3-2 文化を育む景観の保全

人々の情緒・感性を豊かにし、潤いや安らぎを与える地域の歴史的な建造物や美しい街並み等、とちぎの文化芸術活動を育む魅力ある景観の保全を図ります。

【具体的な施策】

- 美しい景観づくりのための建築物の表彰
- 屋外広告物等への適切な規制・誘導や無電柱化による良好な都市景観の保全と創造
- 史跡、名勝、天然記念物や文化的景観の適切な保護

IV 計画の推進体制等

文化芸術が県民の暮らしや地域づくりに大きな役割を果たしていることを踏まえ、県における総合的な推進体制を確立するとともに、市町や関係機関・団体等との緊密な連携のもと、各種施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

1 県の推進体制

文化芸術基本法の施行に伴い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることが求められていることから、県の附属機関である「栃木県文化振興審議会」の意見・提言等を踏まえるとともに、庁内の各部署と相互に連携を図り、文化振興施策をはじめ関連施策を効果的に推進していきます。

2 関係機関との連携

■市町との連携

県民に身近な自治体であり、地域の実情に応じた文化振興施策を推進する市町と積極的に情報交換等を行い、連携・協力しながら各種施策を効果的に推進していきます。

■（公財）とちぎ未来づくり財団との連携

（公財）とちぎ未来づくり財団は、本県の文化振興の中核的な推進機関として、県総合文化センター及び県埋蔵文化財センターを拠点に文化振興事業を展開しており、引き続き連携を図りながら、各種文化事業を展開していきます。

■栃木県文化協会との連携

栃木県文化協会は、県芸術祭の実施等、県民参加により本県文化の振興を図っている中核的な団体であり、引き続き連携を図りながら、県内の文化団体や芸術家の取組を支援していきます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画に基づく取組状況等についてとりまとめのうえ、「栃木県文化振興審議会」に報告し、客観的・専門的な観点から意見を聴取し、施策の改善等に活かしていきます。

参 考 资 料

1 栃木県文化振興基本計画（第2期）の策定経過

令和元（2019）年

- 9月3日 栃木県文化振興審議会
・次期栃木県文化振興基本計画の策定について

令和2（2020）年

- 2月4日 栃木県文化振興審議会
・次期栃木県文化振興基本計画の策定方針について

- 7月21日 栃木県文化振興審議会
・次期栃木県文化振興基本計画の骨子案について

- 11月19日 栃木県文化振興審議会
・栃木県文化振興基本計画（第2期）（素案）について

12月4日 パブリック・コメント
～1月4日

令和3（2021）年

- 1月 栃木県文化振興審議会（書面開催）
・栃木県文化振興基本計画（第2期）（案）について

2月16日 庁議審議決定

2 栃木県文化振興審議会委員名簿

令和3（2021）年2月現在

委員氏名	役職等	備考
いずは たかし 出羽 尚	宇都宮大学国際学部准教授	
うえの しゅういち 上野 修一	栃木県考古学会副会長	
うがじん 宇賀神 いづみ	(株) 下野新聞社編集局くらし文化部編集委員	
かじわら のりこ 梶原 紀子	もうひとつの美術館館長	
くりた ともみ 栗田 智水	公募委員	
こばやし のぶとし 小林 延年	(公財) とちぎ未来づくり財団理事長	
こばやし まさのり 小林 正徳	茂木町教育委員会事務局生涯学習課長	
すか ひでゆき 須賀 英之	宇都宮共和大学学長・宇都宮短期大学学長	会長
ちば ともじ 千葉 知司	文星芸術大学美術学部長	
はなだ ちえ 花田 千絵	作新学院大学女子短期大学部准教授	
はまだ ともお 濱田 友緒	(公財) 濱田庄司記念益子参考館館長・陶芸家	
はらだ ひろこ 原田 寛子	栃木県文化協会常任理事	副会長
ひき ようこ 比企 洋子	(公社) 栃木県経済同友会会員	R2. 6. 1～
むろが ゆうこ 室賀 裕子	(公社) 栃木県経済同友会会員	～R2. 5. 31
やまぐち たつお 山口 達雄	宇都宮市教育委員会事務局文化課長	
よしば しげる 吉羽 茂	栃木県議会議員	
わく ふみこ 和久 文子	箏曲演奏家	

(五十音順、敬称略)

3 栃木県文化振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 文化振興基本計画（第7条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第8条—第26条）

第4章 栃木県文化振興審議会（第27条）

附則

地域の自然や歴史とのかかわりの中で人々が創造してきた文化は、暮らしにゆとりと潤いをもたらすとともに、人と人が互いに理解し、尊重し合う社会の基盤となるものである。

私たちのふるさと栃木県は、日光、那須の山々や鬼怒川をはじめとする河川など豊かな自然に恵まれており、県内には、こうした自然と先人たちの知恵や努力にはぐくまれ、地域独自の民俗芸能や陶器、織物などの特色ある伝統工芸が継承されてきている。また、世界文化遺産に登録された日光の社寺など多くの文化的遺産を有しているほか、音楽や美術などの芸術の分野においても、県内各地で様々な活動が展開されている。

こうした県民共通の財産である本県の多彩な文化の一層の振興を図るとともに、これらを基盤として新たな県民文化を創造し、次代に引き継いでいくことが重要である。

ここに、私たちは、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力と個性にあふれた地域社会の実現を目指し、協働の理念のもとに本県文化の振興に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、文化の担い手である県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、多様な文化の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた郷土の伝統的な文化が、県民共通の財産として、将来にわたり保存され、及び継承されるとともに、新しい文化の創造のために生かされるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、県民、文化活動を行う民間の団体及び個人（以下「文化団体等」という。）、事業者、市町村並びに県が、それぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連

携し、及び協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化振興施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 県は、文化振興施策の効果的な推進を図るため、市町村及び文化団体等との連携に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深め、文化に親しむこと等を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、文化活動への支援等を通じて、文化を振興する役割を果たすように努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

第7条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 文化の振興に関する基本的方向

(2) 文化の振興に関する施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項

3 知事は、文化振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県文化振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(芸術及び芸能の振興)

第8条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、能楽、歌舞伎その他の芸術及び芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第9条 県は、茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋その他の生活文化及び国民娯楽の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財の保存等)

第10条 県は、有形及び無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統的な文化の保存等)

第11条 県は、年中行事、伝統工芸その他の地域における伝統的な文化が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化交流の推進)

第12条 県は、県民の文化活動が促進されるとともに、県民と国内外の人々との相互理解が深まるよう、文化交流の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化情報の発信)

第13条 県は、文化を活用した観光の振興、地域の産業の活性化、地域文化の形成等を図るため、本県の文化活動及び文化資源に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第14条 県は、県民の文化活動の充実を図るため、文化活動を担う人材及び団体の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鑑賞等の機会の充実)

第15条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第16条 県は、高齢者、障害者等の文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の充実)

第17条 県は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用)

第18条 県は、県民の文化活動の充実を図るため、文化ホール(音楽、演劇等の公演のための施設をいう。)、美術館、博物館、図書館その他の文化施設の充実及び活用に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第19条 県は、県民の文化活動を促進するため、地域の文化に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(文化による地域づくり)

第20条 県は、文化が、家庭や地域社会に潤いをもたらすとともに、地域の特色ある産業の創出及び活性化に寄与することにかんがみ、文化による地域づくりに必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化をはぐくむ環境の整備)

第21条 県は、個性豊かな地域文化をはぐくむため、自然環境の保全、優れた景観の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある文化的な環境の整備に努めるものとする。

(市町村及び文化団体等との連携等)

第22条 県は、市町村の文化振興施策及び文化団体等の活動を促進するため、市町村及び文化団体等との連携を図るとともに、助言、情報提供等の支援に努めるものとする。

(民間の支援活動等の促進)

第23条 県は、民間の団体及び個人が文化活動に対して行う支援活動及びボランティア活動を促進するため、普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第24条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者その他文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 県は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 県は、文化振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 栃木県文化振興審議会

第27条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議するため、栃木県文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、文化の振興に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議会、栃木県男女共同参画審議会、栃木県人権施策推進審議会、栃木県景観審議会、栃木県青少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

栃木県文化振興基本計画（第2期）
令和3（2021）年2月

編集発行／栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県県民生活部県民文化課

TEL 028-623-2153

FAX 028-623-2121

E-mail bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp